

第67回

定時株主総会招集ご通知



2025年12月19日（金曜日）

日時

午前10時（受付開始 午前9時）



西尾レントオール株式会社

咲洲モリーナ（morena）

場所

大阪市住之江区南港北1丁目12番10号

※末尾の「会場ご案内図」をご参照下さい。

インターネット等又は書面（郵送）による議決権行使期限

2025年12月18日（木曜日）午後5時30分まで

目次

第67回 定時株主総会招集ご通知 ……	2
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金処分の件 ……	6
第2号議案 監査役3名選任の件 ……	7
事業報告 ……	11
連結計算書類 ……	39
計算書類 ……	42
監査報告 ……	45
ご参考	
NISHIO TOPICS ……	51

株主総会当日は、お土産の配付及び株主懇親会の開催はございません。
何卒ご理解下さいますようお願い申し上げます。

株主の皆様へ

株主の皆様におかれましては、平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

第67回定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。あわせて株主総会の議案及び第67期（2024年10月1日から2025年9月30日まで）の事業の概況につきご説明申し上げますのでご高覧下さいますようお願い申し上げます。

代表取締役社長

西 尾 公 志

第67回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 株主の皆様におかれましては、平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第67回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトアクセスのうえ、ご確認下さいますようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】
<https://nishio-grp.co.jp/ir/irlibrary/business/>



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】
<https://d.sokai.jp/9699/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「ニシオホールディングス」又は「コード」に当社証券コード「9699」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認下さい。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等又は書面（郵送）により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年12月18日（木曜日）午後5時30分までに行使下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

ご参考

記

1	日 時	2025年12月19日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2	場 所	大阪市住之江区南港北1丁目12番10号 西尾レントオール株式会社 咲洲モリーナ（morena） ※末尾の「会場ご案内図」をご参照下さい。
3	目的事項	報告事項 1. 第67期（2024年10月1日から2025年9月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第67期（2024年10月1日から2025年9月30日まで）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 監査役3名選任の件

以 上

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記の電子提供措置事項掲載ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。

◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。監査役及び会計監査人は、これらの事項を含む監査対象書類を監査しております。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使して下さいようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に
ご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さい。

開催日時

2025年12月19日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



インターネット等で
議決権を行使される場合

次ページの案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力下さい。

行使期限

2025年12月18日（木曜日）
午後5時30分入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を
行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函下さい。

行使期限

2025年12月18日（木曜日）
午後5時30分到着分まで

議決権行使書のご記入方法のご案内

議決権行使書 ○●○○○○○○○ 株主総会日 議決権の数 XX 株	御中 議決権の数 XX 株	〒 行先住所のご所有株式数 議決権の数 1. _____ 2. _____ 3. _____ 4. _____ 5. _____ 6. _____
---	------------------------------------	---

××××年××月××日

ログイン用QRコード

ログインID

XXXX-XXXX-XXXX-XXXX

パスワード

XXXXX

○●○○○○○

ここに議案に対する賛否をご記入下さい。

第1号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に
反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、
反対する候補者の番号を
ご記入ください。

※議決権行使書はイメージです。

◎インターネット等及び書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

◎インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

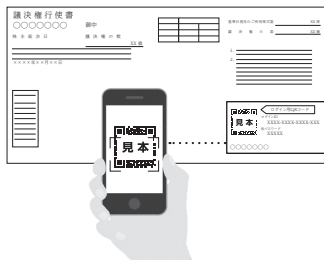
◎書面（郵送）により議決権行使をされた場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取って下さい。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内にしたがって議案に対する賛否をご入力下さい。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスして下さい。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックして下さい。

「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内にしたがって賛否をご入力下さい。

※操作画面はイメージです。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法等がご不明な場合は、右記にお問合わせ下さい。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

第 1 号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

1	配 当 財 産 の 種 類	金銭といたします。
2	配当財産の割当てに関する 事 項 及 び そ の 総 額	当社普通株式 1 株につき金 131 円といたしたいと存じます。 なお、この場合の配当総額は、 3,636,886,976 円となります。
3	剰 余 金 の 配 当 が 効 力 を 生 じ る 日	2025年12月22日（月曜日）といたしたいと存じます。

2. その他の剰余金処分に関する事項

1	増 加 す る 剰 余 金 の 項 目 及 び そ の 金 額	別途積立金 1,100,000,000 円
2	減 少 す る 剰 余 金 の 項 目 及 び そ の 金 額	繰越利益剰余金 1,100,000,000 円

第2号議案 監査役3名選任の件

本総会終結の時をもって監査役森田光一、阪口祐康、阿部修二の3名は任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	現在の当社における 地位	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況
1	もりた こういち 森田 光一 再任	常勤監査役	12回／12回 (100%)	13回／13回 (100%)
2	さかぐち ゆうこう 阪口 祐康 再任 社外 独立	監査役	10回／12回 (83%)	13回／13回 (100%)
3	ますだ ゆたか 増田 豊 新任 社外 独立	—	—	—

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 株式の数
1	再任 もりた こういち 森田 光一 (1965年4月13日)	1986年4月 当社入社 2001年10月 当社東京営業部管理課長 2010年10月 当社資産統括部長 2022年12月 当社常勤監査役（現任） 2023年3月 西尾レントオール分割準備株式会社（現 西尾レントオール株式会社）監査役（現任） （重要な兼職の状況） 西尾レントオール株式会社監査役	14,900株
2	再任 社外 独立 さかぐち ゆうこう 阪口 祐康 (1963年1月18日)	1995年4月 弁護士登録 協和総合法律事務所入所 2000年4月 同所パートナー（現任） 2014年12月 当社監査役（現任） 2015年6月 株式会社銭高組社外監査役（現任） （重要な兼職の状況） 協和総合法律事務所パートナー弁護士 株式会社銭高組社外監査役	一株

招集し
通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

ご参考

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 株式の数
3	新任 社外 独立 ますだ 増田 ゆたか 豊 (1961年6月14日)	1985年10月 日新監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所 1989年 8 月 公認会計士登録 1997年 8 月 センチュリー監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)パートナー 2022年 7 月 増田豊公認会計士事務所代表（現任） 2022年 9 月 税理士登録 2024年 7 月 税理士法人Harvest代表社員（現任） (重要な兼職の状況) 増田豊公認会計士事務所代表 税理士法人Harvest代表社員	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 阪口祐康及び増田豊の両氏は、社外監査役候補者であります。
3. 阪口祐康氏を社外監査役候補者とした理由は、法律の専門家としての豊富な実績や見識を当社の監査に反映していただくことができると判断したためであります。
- なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外監査役として、その職務を適切に遂行していただけると判断しております。
4. 増田豊氏を社外監査役候補者とした理由は、会計の専門家としての豊富な経験や高い見識を当社の監査に反映していただくことができると判断したためであります。
- なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外監査役として、その職務を適切に遂行していただけると判断しております。
5. 当社は、阪口祐康氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。また、増田豊氏の選任が承認された場合も、同氏との間で、同内容の契約を締結する予定であります。

6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の27頁「4. (2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりです。各候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
- また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 阪口祐康氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって11年となります。
8. 当社は、阪口祐康氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、増田豊氏の選任が承認された場合も、同氏を独立役員とする予定であります。

以 上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及びその結果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益は堅調で設備投資も底堅く推移しましたが、引き続き資源価格の高騰や建設・運送業界の2024年問題、米国の関税政策等の懸念材料により、依然として景気の先行きは不透明な状況が続いております。

建設業界においては、新規工事の遅れや計画の見直しの動きが見られるほか、業務の効率化や安全性向上のため、建設のDX化が進みました。

このような状況下、当社グループ（当社及び連結子会社）は、中期経営計画“Next Stage 2026”に基づき、建設ロジスティックスや仮設のチカラ、建設DX等の重点施策を進めております。また、グループ再編も進めており、西尾レントオール(株)とサコス(株)の建機部門の集約化、(株)大塚工場の株式売却を実施したほか、今後もグループ内における事業の選択と集中に取り組んでまいります。

その結果、連結売上高214,954百万円（前年同期比108.0%）、営業利益19,602百万円（同108.6%）、経常利益18,827百万円（同108.2%）、親会社株主に帰属する当期純利益12,109百万円（同104.4%）となりました。また、EBITDAは58,110百万円（同102.9%）となりました。

セグメントの経営成績は、次のとおりであります。

(イ) レンタル関連事業

道路・土木関連分野では、全国的にICT施工の標準化が進みつつあるなか、河川・港湾工事や舗装工事等の需要を取り込んだほか、自動施工に関する引き合いや受注も増加しております。また、リニア関連工事の進捗に伴い、山岳トンネル工事による売上が堅調に推移しました。

建築・設備関連分野では、物流倉庫や半導体部品工場の新設工事、都市部の再開発工事等は端境期にあるものの、2025年6月に職場における熱中症対策が義務化されたことを受け、暑熱対策商品の受注が多くありました。また、高所作業機の予約、点検等を管理できるシステムをはじめとする効率化の提案が受注拡大に貢献しました。

イベント分野では、音楽やスポーツイベント、展示会でステージの部材や養生材、床材等が売上に貢献しました。また、プロバスケットボールチームが本拠地を構えるアリーナの施設管理業務に参画し、イベント用資機材や備品等の提供を通じて、各地のアリーナ事業をサポートしております。

大阪・関西万博関連では、イタリア館、インドネシア館、フィリピン館等の建設に関与したほか、開幕当初から会場の交通ターミナルにおいて、大型テントや養生材が稼働しました。また、各種施設の備品の追加発注やイベントの対応、熱中症対策商品の受注等を積み重ね、売上は好調に推移しました。

その結果、売上高207,157百万円（前年同期比108.2%）、営業利益18,882百万円（同109.8%）となりました。

(ロ) その他

海外製建機販売では納入先現場の遅れの影響、製造会社では海外の景気動向や原材料高騰が続き、売上高7,797百万円（前年同期比103.2%）、営業利益300百万円（同65.5%）となりました。

セグメントの販売実績の状況は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	第66期 2023年10月 1日から 2024年 9月30日まで		第67期 2024年10月 1日から 2025年 9月30日まで		増減	
	金額	構成比	金額	構成比	増減額	前年比
レンタル関連事業	191,440	96.2%	207,157	96.4%	15,716	108.2%
その他	7,555	3.8%	7,797	3.6%	241	103.2%
計	198,995	100.0%	214,954	100.0%	15,958	108.0%

② 設備投資の状況

当社グループにおける当連結会計年度の設備投資の総額は38,965百万円で、その内訳は、より一層の事業基盤拡充のための貸与資産の投資額が32,320百万円、営業所の新設・移転・増設等の社用資産の投資額が6,645百万円であります。

また、セグメント別では、レンタル関連事業が38,616百万円、その他が343百万円、全社（共通）が5百万円となりました。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、当社グループは長期借入金により14,313百万円を調達いたしました。

当社におきましては11,500百万円、連結子会社であるSKYREACH GROUP HOLDINGS PTY LTDは970百万円、NORTH FORK PTY LTDは1,843百万円の資金調達を行いました。いずれも貸与資産の投資や、既存の借入返済に充当いたしました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

当社の連結子会社であるサコス株式会社は、2025年4月1日を効力発生日として、建設機械レンタル事業の大部分を、同じく当社の連結子会社である西尾レントオール株式会社へ承継する吸収分割を行いました。

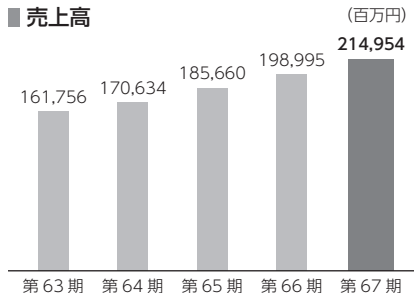
(2) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

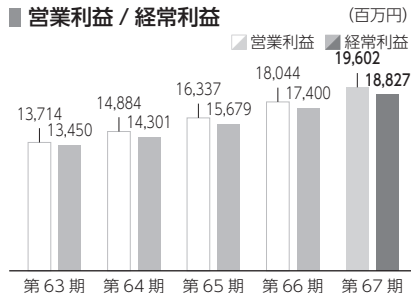
	第63期 2020年10月 1日から 2021年 9月30日まで	第64期 2021年10月 1日から 2022年 9月30日まで	第65期 2022年10月 1日から 2023年 9月30日まで	第66期 2023年10月 1日から 2024年 9月30日まで	第67期 2024年10月 1日から 2025年 9月30日まで
売上高	161,756 百万円	170,634 百万円	185,660 百万円	198,995 百万円	214,954 百万円
営業利益	13,714 百万円	14,884 百万円	16,337 百万円	18,044 百万円	19,602 百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	8,829 百万円	9,167 百万円	10,286 百万円	11,599 百万円	12,109 百万円
1株当たり当期純利益	318.18 円	330.31 円	370.59 円	417.81 円	436.19 円
総資産	248,933 百万円	261,699 百万円	272,569 百万円	290,682 百万円	297,261 百万円
純資産	110,788 百万円	116,778 百万円	124,397 百万円	134,311 百万円	140,289 百万円

ご参考

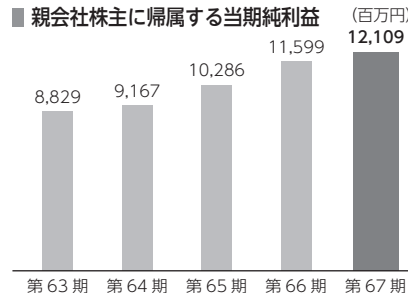
■ 売上高



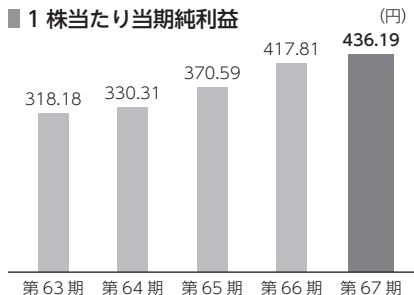
■ 営業利益 / 経常利益



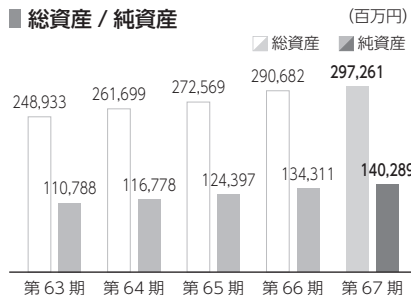
■ 親会社株主に帰属する当期純利益



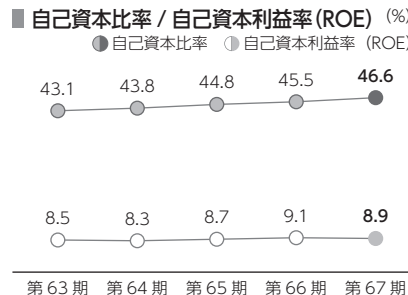
■ 1株当たり当期純利益



■ 総資産 / 純資産



■ 自己資本比率 / 自己資本利益率(ROE) (%)



② 当社の財産及び損益の状況の推移

	第63期 2020年10月 1日から 2021年 9月30日まで	第64期 2021年10月 1日から 2022年 9月30日まで	第65期 2022年10月 1日から 2023年 9月30日まで	第66期 2023年10月 1日から 2024年 9月30日まで	第67期 2024年10月 1日から 2025年 9月30日まで
売上高	99,995 百万円	105,677 百万円	58,497 百万円	3,894 百万円	8,205 百万円
営業利益	8,411 百万円	8,815 百万円	5,360 百万円	2,614 百万円	6,850 百万円
当期純利益	7,623 百万円	7,895 百万円	5,119 百万円	2,763 百万円	6,607 百万円
1株当たり当期純利益	274.73 円	284.46 円	184.42 円	99.54 円	238.01 円
総資産	194,882 百万円	204,595 百万円	144,556 百万円	147,488 百万円	154,409 百万円
純資産	97,416 百万円	102,993 百万円	105,141 百万円	104,799 百万円	107,911 百万円

(注) 当社は、2023年4月1日付で会社分割により持株会社体制へ移行し、建設・設備工事用機器及びイベント用関連機材等の賃貸及び販売事業（当社が営む一切の事業のうち、グループ経営管理事業及びタワークレーンレンタルに関する事業を除きます。）を西尾レントオール株式会社（2023年4月1日付で商号を「西尾レントオール分割準備株式会社」より変更しております。）に承継したため、第64期以前の実績値と、第65期以後の実績値との間に差異が生じております。

(3) 経営の基本方針

当社グループは、『わがグループは総合レンタル業のパイオニアとして経済社会に貢献する』を社是に掲げ、常にユーザーの立場からレンタル活用のメリットを追求し、商品開発・システム構築に努めております。

そして、安全な商品の提供、ご安心いただけるサービス体制をモットーに、ユーザーから社員一人一人が信頼される企業集団であること。これが当社グループの一貫した方針であり、レンタルの基盤と言えるものであります。

(4) 中長期的な経営戦略

当社グループは中期経営計画“Next Stage 2026”の基、3ヵ年（2024年9月期から2026年9月期まで）において、下記政策を進めてまいります。

① 状況認識

当社グループのコア事業である建機レンタルの中長期的な成長性に対する信頼性を回復するため、建機レンタル事業を新たな成長産業に進化させることを目指してまいります。そのために、事業展開における経営判断をスピードアップする目的で、2023年4月に持株会社体制へ移行しました。また、建機レンタル事業と周辺事業の融合にチャレンジし、成長性を高めるとともに、サステナビリティ経営を推進していくことも必要だと考えております。

② 中期経営計画“Next Stage 2026”の概要

（数値目標）

売上高	2,200億円	営業利益	190億円	EBITDA	573億円
ROI	23.2%維持	資本コスト	7.09%維持		

（基本方針）

（イ）レンタル事業を新たな成長産業に進化させる

- ・国内建機レンタル事業と周辺事業の融合へのチャレンジ

『建設ロジスティックス』～建機レンタル事業＋運送物流事業～

建設現場内外の資材輸送・運搬の事業化と建設機械のロジスティックス能力を強化する

『仮設のチカラ』～建機レンタル事業＋イベント事業～

土地暫定利用や地域の賑わいづくりを仮設でサポートする

それにより、大手建設会社やディベロッパーとの協力関係を強化する

- ・国内建機レンタル事業の競争力強化

DXを活用して建設産業の生産性向上に貢献する

- ・成長性の高い海外でのM&Aを推進

（ロ）サステナビリティ経営の推進

- ・木造モジュール事業の確立や建設現場のカーボンニュートラルをサポートする

(5) 企業集団の運営・管理に関する基本方針

① 企業グループとしての経営方針、事業展開方針

当社グループの事業展開は、総合レンタル業及びその周辺事業であることを基本に、経営効率の向上を最大の目的とし、グループ会社各社が自社のノウハウや技術を磨き上げることで、グループ全体の持続的な成長と企業価値の向上に努めていくことを事業展開方針としております。

② レンタル資産と資金のグループ内での有効活用

レンタル資産は事業会社にて調達・保有いたします。購入又はリース調達等の調達手段については、投資回収率等資産の特徴によって計画していきます。資金については、グループ内の資金を当社に集約いたします。グループ会社各社はコアとなるノウハウや技術を明確にし、成長が見込める事業への設備投資や技術開発にかかる資金は、当社より積極的に投資を行います。

③ 子会社の株式保有

当社及び当社グループ会社が100%出資することを原則とします。

(6) 財務の安全性に関する基本方針

当社グループのコア事業である建機レンタル業界の特性に配慮し、財務の安全性の観点から次のような指標を定め、効率性とのバランスを考えながら運営しております。

自己資本比率	レンタル業はストックビジネスであり、固定資産のウエイトが高いため、自己資本は50%確保までは必要であると考えています。
有利子負債月商倍率	固定資産の取得のために、どうしても借入れが増加する傾向があります。安全性の観点から有利子負債（リース債務含む）は月商の6.5ヶ月までに抑えていきたいと考えています。
現預金保有月商倍率	主要顧客である建設業界では、売上代金の資金化に要する期間が比較的に長いため、安全性を考慮して月商の1.5ヶ月分の確保を目途とします。

(7) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主に対する配当政策は経営の最重要課題の一つと位置づけております。

旺盛な資金需要を賄うため、財務の安全性・健全性にも留意しつつ、配当性向を30%といたします。

当期の配当金につきましては、1株当たり131円配当（配当性向30.0%）といたします。また、次期の配当金につきましては、1株当たり132円配当（配当性向30.0%）とする予定であります。なお、内部留保資金の使途につきましては、安定した利益配分の財源のほか、レンタル資産の増強及びM&A等の積極的な成長戦略に充てる予定であります。

(8) 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	議決権比率 (%)	主な事業内容
西尾レントオール株式会社	300	100.0	建設・設備工事用機器及びイベント用関連機材等の賃貸及び販売
サコス株式会社	300	100.0	発電機及び特殊機械の賃貸、中古建機の販売

(注) 当社の連結子会社は、上記の重要な子会社2社及びその他34社を連結対象会社としております。

(9) 対処すべき課題

経済・社会が大きく変動するなか、働き方や市場の将来性、景気変動への対応等の面で、当社グループのコア事業である建機レンタル事業そのものの転換期にあると認識しております。

このような事業環境の下、「株主・顧客・取引先・従業員等ステークホルダーの方々が等しく重要であり、それぞれの立場から見た企業価値を高めていかなければならない」とする当社のコーポレートガバナンスの基本的な考え方に基づいて、以下に取り組んでまいります。

① 成長性への信頼回復

当社が持続的成長と企業価値向上を実現し、PBRを改善していくためには、国内建機レンタル事業の中長期的な成長性に対する信頼性の回復が急務であると考えております。国内建機レンタル事業を新たな成長産業に進化させるべく、運送物流事業やイベント事業と融合させ、「建設ロジスティックス」・「仮設のチカラ」を確立するほか、DXを活用して建設業界の生産性向上をサポートしてまいります。また、成長性を表す指標としてEBITDA、効率性を表す指標としてROIを重視し、M&Aや事業撤退を検討する際は資本コストやその事業の長期的な波及効果等も考慮し、幅広い視点で判断いたします。

② サステナビリティ経営の推進

「わがグループは総合レンタル業のパイオニアとして経済社会に貢献する」という社是を基にサステナブルであるレンタルビジネスを通じて社会課題の解決に貢献いたします。当社が提案する木造モジュールは一般流通材を使用した木造建築であり、CO2排出量の削減につながるほか、構造材としてのリユースを想定しており、循環型社会の形成に貢献するだけでなく、林業活性化のサポートも目指しております。また、電動建機の保有拡大や現場での充電設備の増強等、電動建機普及のためのインフラ整備を進め、脱炭素化社会への移行を推進しております。

③ 安全への取り組みと人材育成

危険が伴う建設現場では安全への取り組みは最も重要な課題の一つであり、当社グループでは現場からの要望を元に現場内外の安全対策商品やシステムの開発を行うほか、安全衛生委員会の設置や協力企業（修理業、運送業）向けの安全衛生大会・倫理規程研修会の実施、安全と環境を考える広報誌「安全くん」の無償配布等、建設業界全体の安全に対する意識向上に努めております。また、経営環境の変化に柔軟に対応していくためにも、人材育成を重要視しており、自ら主体的・能動的に考え、行動できる人材を育てるために職能資格制度や目標管理制度を導入しているほか、プロフィット制度を導入し、社員一人ひとりの経営感覚の向上を目指しております。

(10) 主要な事業内容

当社グループは、建設・設備工事用機器（土木・道路用機械、高所作業用機械、建築用機械、測量機器等）及びイベント用関連機材等の賃貸及び販売を主な事業内容とし、その他関連する事業を行っております。

事業区分は、製品及びサービス内容の類似性を考慮した内部管理上採用している区分によっており、それぞれの内容及び主要品目は、次のとおりであります。

事業区分	内容及び主要品目
レンタル関連事業	建設・設備工事用機器（タイヤローラ、アスファルトフィニッシャ、バックホウ、商用車、ダンプ、高所作業車、室内系高所作業機、タワークレーン、小型揚重、フォークリフト、照明機器、発電機、スピード土留）、軌道工事用機器、汚染土壌・汚染水処理設備、泥濁水処理設備、トンネル工事用機械、通信・情報機器、測量機器、イベント用関連機材（催事関連商品、システムパネル、アミューズメント用品、音響機器、大型テント、木造モジュール、撮影用小道具）等の賃貸及び販売、工事用電気設備工事、電気配線工事、建設工事用機械のオペレーション業務、運送事業
その他	海外製建設工事用機械の輸入販売、建設工事用機械の製造、保険代理店業、不動産賃貸事業

(11) 主要な営業所

① 当社

(2025年9月30日現在)

本社：大阪市中央区東心斎橋1丁目11番17号

② 重要な子会社

- ・西尾レントオール株式会社（大阪府）
- ・サコス株式会社（東京都）

(12) 使用人の状況

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
レンタル関連事業	4,638 (805)名	+113 (−6)名
その他	168 (19)名	−7 (+4)名
全社（共通）	36 (3)名	+10 (−2)名
合 計	4,842 (827)名	+116 (−4)名

(注) 臨時雇用者数は年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
36 (3) 名	+10 (−2) 名	45才 0ヵ月	18年 8ヵ月

(注) 臨時雇用者数は年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。

(13) 主要な借入先及び借入額

借入先	借入額 (残高)
	(百万円)
株式会社三井住友銀行	24,063
株式会社三菱UFJ銀行	15,716
株式会社みずほ銀行	5,541
日本生命保険相互会社	5,025
三井住友信託銀行株式会社	3,247
株式会社日本政策投資銀行	1,636

2. 会社の株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 51,335,700株
② 発行済株式の総数 28,391,464株（自己株式628,968株を含む）
③ 株主数 4,460名
④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	(千株)	(%)
サンコー機販株式会社	3,060	11.0
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,976	10.7
THE SFP VALUE REALIZATION MASTER FUND LTD.	2,904	10.4
西尾公志	1,311	4.7
ニシオホールディングス社員持株会	1,212	4.3
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	984	3.5
ニシオホールディングス取引先持株会	924	3.3
一般財団法人レントオール奨学財団	840	3.0
日浦知子	705	2.5
有限会社ニシオトレーディング	700	2.5

（注）持株比率は自己株式628,968株を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

区分	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	1,000 株	4 名
社外取締役	— 株	— 名
監査役	— 株	— 名

（注）当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告の27頁「4. （3）取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

当事業年度末日における当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
(2025年9月30日現在)

		第1回2010年度株式報酬型 新株予約権	第2回2012年度株式報酬型 新株予約権	第3回2013年度株式報酬型 新株予約権
発行決議日		2010年11月29日	2012年11月30日	2013年11月29日
新株予約権の数		45個	24個	9個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 4,500株	普通株式 2,400株	普通株式 900株
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり 38,300円	新株予約権1個当たり 98,600円	新株予約権1個当たり 242,800円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり100円	新株予約権1個当たり100円	新株予約権1個当たり100円
権利行使期間		自 2010年12月22日 至 2040年12月21日	自 2012年12月21日 至 2042年12月20日	自 2013年12月20日 至 2043年12月19日
行使の条件		(注)	(注)	(注)
役員 の 保 有 状 況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 45個 目的となる株式数 4,500株 保有者数 2名	新株予約権の数 24個 目的となる株式数 2,400株 保有者数 2名	新株予約権の数 9個 目的となる株式数 900株 保有者数 2名
	社外取締役	—	—	—
	監査役	—	—	—

(2025年9月30日現在)

		第4回2014年度株式報酬型 新株予約権	第5回2015年度株式報酬型 新株予約権
発行決議日		2014年11月28日	2015年11月27日
新株予約権の数		7 個	8 個
新株予約権の目的となる 株式の種類と数		普通株式 700株	普通株式 800株
新株予約権の払込金額		新株予約権 1 個当たり 334,000円	新株予約権 1 個当たり 281,800円
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額		新株予約権 1 個当たり100円	新株予約権 1 個当たり100円
権利行使期間		自 2014年12月23日 至 2044年12月22日	自 2015年12月22日 至 2045年12月21日
行使の条件		(注)	(注)
役員 の 保 有 状 況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 7 個 目的となる株式数 700株 保有者数 2 名	新株予約権の数 8 個 目的となる株式数 800株 保有者数 2 名
	社外取締役	—	—
	監査役	—	—

- (注) 1. 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。
2. 上記1. にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）、当該承認日の翌日から30日間に限り新株予約権を行使できるものとする。ただし、組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。
3. その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役に関する事項

(2025年9月30日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	西 尾 公 志	西尾レントオール株式会社 代表取締役社長 サコス株式会社 取締役会長
取締役	外 村 圭 弘	特命事項担当 サコス株式会社 取締役
取締役	四 元 一 夫	管理部門担当 西尾レントオール株式会社 取締役
取締役	瀬 尾 伸 一	安全品質部門担当 サコス株式会社 代表取締役社長
取締役	中小路 久美代	公立はこだて未来大学システム情報科学部 教授 アズワン株式会社 社外取締役
取締役	三 橋 さゆり	一般財団法人日本建設情報総合センター 審議役
常勤監査役	森 田 光 一	西尾レントオール株式会社 監査役
監査役	阪 口 祐 康	協和総合法律事務所 パートナー弁護士 株式会社銭高組 社外監査役
監査役	阿 部 修 二	阿部公認会計士事務所 所長 税理士法人SORA 代表社員 株式会社大和コンピューター 社外監査役

- (注) 1. 取締役中小路久美代及び取締役三橋さゆりは、社外取締役であります。
2. 監査役阪口祐康及び監査役阿部修二は、社外監査役であります。
3. 当社は取締役中小路久美代、取締役三橋さゆり、監査役阪口祐康及び監査役阿部修二を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役阿部修二は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為又は不作為に起因して、保険期間中に株主又は第三者から損害賠償請求された場合に、それによって役員が被る損害についての損害賠償金や訴訟費用が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、贈収賄等の犯罪行為や意図的な違法行為等に起因する損害賠償請求は填補の対象としないこととしております。

当該保険契約の被保険者の範囲は当社取締役及び監査役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額会社が負担しております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は2021年2月26日開催の取締役会（一部追記・変更は2021年10月29日開催の取締役会）において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。また、取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりであります。

(イ) 基本方針

当社の取締役は「会社と信頼関係にある人間」であり、その信頼に応えて経営理念・社是を実践に移していくことが求められている。取締役の報酬は期待される役割を十分果たすためにふさわしいものになることを目指していく。

具体的には、業務執行を担う取締役の報酬は、固定報酬、業績連動報酬、非金銭報酬（株式報酬）により構成し、経営の監督機能と業務執行の妥当性を確保する機能を担う社外取締役の報酬は固定報酬と業績連動報酬で構成する。

また、取締役の報酬の内容の決定は、取締役の「自己取引」にあたるため、報酬の内容及び決定手続きの両面において合理性、客観性、透明性を備えるものとする。

(ロ) 固定報酬の個人別の報酬等の額及び付与の時期又は条件の決定に関する方針

当社の取締役の固定報酬は、金銭による月例の固定した報酬とする。固定報酬の金額は、役位、職責に応じて定めるものとし、業績、社会情勢等を勘案して、適宜見直しを図るものとする。

新たに選任された常勤取締役の報酬は原則として、その時点の組織における最高職位に実在する社員の最高額の1.5倍の範囲内で取締役会にて決定する。代表取締役社長以外の常勤取締役の報酬の最高額は、新任取締役の2.5倍とする。代表取締役社長の報酬の最高額は、新任取締役の3倍とする。

固定報酬の見直しは、代表取締役社長が取締役各人について個別の評価を行いその評価に基づき社内の一定ルールに従って、個別支給案を算出、取締役会にて決定する。

ただし、社外取締役については、個別の評価は行わない。

(ハ) 業績連動報酬等に係る業績指標の内容、その額及び付与の時期又は条件の決定とその決定に関する方針

業績連動報酬は、企業価値向上への短期的な貢献に対する報酬であり、金銭にて支給する。支給方法としては、各事業年度の税引前当期純利益の一定率の金銭を毎年当該事業年度終了後の一定の時期に付与する。個別の支給額は役位、職責、当該事業年度の貢献度を踏まえて決定する。

ただし、社外取締役については、個別の評価は行わない。

(二) 非金銭報酬等の内容、その数又は算定方法及び付与の時期又は条件の決定とその決定の方法に関する方針

非金銭報酬は、株式報酬とする。株式報酬は、企業価値向上への中長期的な貢献に対する報酬であり株式を活用して支給する。支給方法としては、業務執行を担う取締役に対し、譲渡制限期間を30年とする譲渡制限付株式を毎年一定の時期に付与する。付与する株式の個数は、役位、職責、株価等を踏まえて決定する。

(ホ) 固定報酬の額、業績連動報酬等の額及び非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社においては、取締役の固定報酬・業績連動報酬・非金銭報酬の種類別の報酬の割合については、業務執行を担う取締役か社外取締役かによって、差を設け、社会情勢や他社の動向等を踏まえて、適宜見直しを図るものとする。報酬の比率の目安（業績達成100%等を仮定）としては次のとおりとする。

- ・業務執行を担う取締役・・・固定報酬60% 業績連動報酬37% 非金銭報酬3%
- ・社外取締役・・・・・・・・固定報酬70% 業績連動報酬30% 非金銭報酬－

(ヘ) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定の手続きに関する事項

各取締役の個人別の具体的な報酬等については、取締役会の承認に基づき代表取締役社長西尾公志にその案の策定を委任する。その案の対象は、各取締役の固定報酬、業績連動報酬等、非金銭報酬等とする。代表取締役社長は策定した案をまず社外取締役全員に入念に説明し、適切な関与・助言を得た後、最終的には取締役会にて決定する。

② 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	
取 締 役	130	97	28	4	7
(うち社外取締役)	(14)	(12)	(2)	(―)	(3)
監 査 役	24	22	2	―	3
(うち社外監査役)	(11)	(10)	(1)	(―)	(2)
合 計	155	120	30	4	10
(うち社外役員)	(25)	(22)	(3)	(―)	(5)

- (注) 1. 上記には、2024年12月19日開催の第66回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した社外取締役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 業績連動報酬にかかる業績指標は税引前当期純利益であり、その実績は計算書類損益計算書に記載のとおりであります。当該指標を評価指標として選択した理由は、当期の業務執行の成果を総合的かつ客観的に示していると判断したためであります。
4. 非金銭報酬の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は、事業報告の27頁「4. (3) ①役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は、事業報告の23頁「2. ⑤当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
5. 取締役の金銭報酬の額は、2014年12月19日開催の第56回定時株主総会において年額300百万円以内（うち社外取締役分年額20百万円以内。使用人兼務取締役の使用人部分を除く）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、10名（うち社外取締役1名）です。また、金銭報酬とは別枠で、2016年12月20日開催の第58回定時株主総会において譲渡制限付株式の付与のための報酬として年額100百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は、9名です。
6. 監査役の金銭報酬の額は、2014年12月19日開催の第56回定時株主総会において年額50百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名（うち社外監査役2名）です。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役中小路久美代は、公立はこだて未来大学システム情報科学部の教授及びアズワン株式会社の社外取締役であります。当社と当該他の法人等との特別の関係はありません。
- ・取締役三橋さゆりは、一般財団法人日本建設情報総合センターの審議役であります。当社と当該他の法人等との特別の関係はありません。
- ・監査役阪口祐康は、協和総合法律事務所のパートナー弁護士及び株式会社銭高組の社外監査役であります。当社と当該他の法人等との特別の関係はありません。
- ・監査役阿部修二は、阿部公認会計士事務所の所長、税理士法人SORAの代表社員及び株式会社大和コンピュータの社外監査役であります。当社と当該他の法人等との特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

取締役会等への出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

区分	氏名	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	中小路 久美代	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回に出席し、学識経験者としての情報通信分野を中心とした専門的な知識と豊富な経験に基づき、経営方針や経営計画に対し意見を述べる等、経営の監督と業務執行の妥当性を確保するための役割を果たしております。
取締役	三橋 さゆり	2024年12月19日就任以後の当事業年度に開催された取締役会10回のうち10回に出席し、国土交通省における長年の経験と高い知見に基づき、経営方針や経営計画に対し意見を述べる等、経営の監督と業務執行の妥当性を確保するための役割を果たしております。
監査役	阪 口 祐 康	当事業年度に開催された取締役会12回のうち10回に出席し、また、監査役会13回のうち13回に出席し、法務の専門家としての豊富な知見に基づき、発言を行っております。
監査役	阿 部 修 二	当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回に出席し、また、監査役会13回のうち13回に出席し、会計の専門家としての豊富な経験と高い見識に基づき、発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	40百万円
② 当社及び当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	75百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人の報酬等について、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告を受け検討した結果、会計監査人の監査計画の内容や職務執行状況、報酬見積りの算出根拠等は適切であると判断し、同意いたしました。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制の概要及び当該体制の運用状況の概要

当社は、取締役会において、内部統制システム構築の基本方針に関し、下記のとおり決議しております。

(1) 職務執行の基本方針及び当社における内部統制システムの特徴

当社は、石門心学にいう「心学五則」を経営理念に掲げ、その考え方を基に社是を制定しております。当社の全ての役員（取締役・監査役）と従業員は、この経営理念・社是を職務執行の拠り所として、広く社会から信頼される企業風土の構築を目指しております。

○経営理念

「持敬の心」（絶えず畏敬の念を持って）

「積仁の心」（徳を積むべし）

「知命の心」（社会的有用性の創設）

「致知の心」（知恵を生かすべし）

「長養の心」（長期的視野にたって）

○社是

「わがグループは総合レンタル業のパイオニアとして経済社会に貢献する」

当社では、各事業会社が主体性を持って事業運営を行っております。内部統制の面でも各事業会社が責任を持って進め、当社が全体的なチェックを行っております。

(2) 取締役及び従業員の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社は、各事業会社ごとに定期的の実施している階層別教育・昇格研修にて法令や経営理念・社是を繰り返し徹底しております。

実際の職務執行にあたって法令・定款・経営理念・社是を遵守するための業務手順・マニュアルが定められ、各事業会社がその手順どおりに業務が行われているかどうかをチェックしております。

さらにそのチェック体制が機能しているかどうかは、当社の監査室が内部監査を通じて、確認しております。

また、社外監査役は独立かつ客観的な立場から専門的な知識と経験に基づき意見することにより、職務執行の適法性を確保しております。

なお、法令・定款違反があった場合は、社内の処罰委員会にて調査の上、取締役会に報告、取締役会にて処罰の決定と再発防止のための指導を行っております。

従業員が社内で法令・定款違反行為がなされるか、なされようとしていることに気付いたときは、本社内の通報窓口に通報でき、代表取締役社長に情報を集約することとしております。そのうち、当社及び各事業会社の役員（取締役・監査役）の行為に関しては外部委託業者を通報窓口とし、当社の社外取締役を含む取締役を経由して、当社の代表取締役社長に情報を集約することとしております。（匿名可）

また、「内部通報規程」において、通報者が保護される体制を整備しております。内部通報制度を有効に機能させていくためには、通報者側と通報窓口側の双方が正しく制度を理解し、適切に運用することが必要であります。その観点から、当社及び各事業会社の役員・従業員への教育にも注力しております。

(3) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会をはじめとする重要な会議の議事録や、各取締役が職務執行にあたり決裁した稟議書等の文書を法令等に基づき、定められた期間保管しております。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社のコア事業である建機レンタル業の特性に起因する、損失の危険の管理に重点を置いております。

まずレンタル資産への投資が大きなものになるため、財務の安全性に問題が生じる危険があります。自己資本比率・有利子負債月商倍率・現預金保有月商倍率等についてガイドラインを定め、事業報告・有価証券報告書にて公表するようにしております。

ユーザー層が広く、ユーザーの業種・企業規模も多様なため、売掛債権の回収についても損失の危険があります。「与信管理規程」及び基準を設けて債権管理を行い、重要なユーザーについては取締役会で与信額を決定しております。

建設機械の安全対策・事故防止も重要な課題です。社内に安全品質担当部門を設け、毎年安全衛生管理計画書を策定し、各事業会社に周知徹底しております。

上記のほか、自然災害や各種の人災による損失の危険に備え、リスク管理マニュアルを制定しております。

(5) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社では、各事業会社が計画立案指針に基づき事業計画を策定、取締役会にて承認を受けた後、その達成に向けて自主的な運営を行っており、効率性が確保されております。

ただし短期的な視点だけではなく、中長期から見た効率性にも配慮していくため、設備投資や新規事業部門への投資については、取締役会にてガイドラインを設定しております。

また、社外取締役を選任し、独立かつ客観的な立場から専門的な知識と経験に基づき、経営の監督及び経営方針や経営計画に対し、意見を述べております。

(6) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社では「関係会社管理規程」を定めて各事業会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務づけております。

②子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社では「関係会社管理規程」及び「内部監査規程」に基づき当社グループの事業に関するあらゆる潜在的なリスクを洗い出し、各事業会社において「リスク管理事項一覧」を策定し予防策を講じるとともに、リスクが発生した場合は、代表取締役社長及び当社所管部門へ報告を行い、当社と連携して処置にあたります。

当社の監査室は管理状況を定期的に確認し、必要に応じて改善を行います。

③子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社では、各事業会社の運営・管理に関する基本方針を定め事業報告・有価証券報告書にて開示しております。

その方針及び「関係会社管理規程」に基づいて、各事業会社は毎期の事業計画を当社とすり合わせの上策定し、その達成に向けて自主的に運営しております。また当社の役職員が各事業会社の取締役・監査役に就任し、各事業会社の職務執行の適正を確保する体制をとっております。

④子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

各事業会社は、当社の経営理念・社是に基づき「倫理規程」を制定し、企業の価値観を示すとともに、それを従業員が従うべき行動準則として噛み砕いたものを「行動基準」として制定し、徹底しております。

また、当社の監査室は「内部監査規程」に基づき、定期的な内部監査を実施し、コンプライアンスの状況について確認を行っております。

(7) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する体制並びにその従業員の取締役からの独立性及び指示の実効性に関する事項

当社の監査役会が定める「監査役監査基準」において監査役は、監査室所属の従業員に監査業務に必要な事項を命令することができ、当該従業員の独立性と指示の実効性の確保に努めるものとしております。

なお、当社の定める「監査役会規程」において、監査役より監査業務に必要な命令を受けた従業員は、その命令に関して取締役等の指揮命令を受けないものとしております。

(8) 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は取締役会に出席し、重要な事項の報告を受ける体制になっております。特に事故その他損害を及ぼす情報については、担当部門及び担当取締役が代表取締役社長に報告すると同時に監査役に報告しております。

また、常勤監査役は、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は従業員にその説明を求める体制をとっております。

(9) 子会社の取締役・監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

当社は「内部監査規程」に基づき、監査室が各事業会社の内部監査の状況について代表取締役社長へ報告を行うとともに、監査役会に出席し、報告を行う体制を確保しております。

また、当社及び各事業会社の監査役で構成するグループ監査役会により、各事業会社の監査役が当社の監査役に各事業会社のコンプライアンス状況等について定期的に報告を行っております。

(10) 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

各事業会社は「内部通報規程」を制定し、通報者に対して通報等したことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止しております。

(11) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社の監査役会が定める「監査役監査基準」において、監査役会は職務の執行上必要と認める費用について予め予算を計上しておくこととしております。当社に対し償還を請求した時には、その費用を負担します。

(12) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は取締役会に出席し、特に社外監査役は取締役に対しての説明の要求や意見を述べるができる環境を確保しております。

また、代表取締役社長と監査役は、相互の意思の疎通を図るために、随時必要な会合を持つようにしております。

(13) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「倫理規程」及び「行動基準」を制定しており、そのなかで役員及び従業員は社会の一員として法令を遵守する良識ある企業人として正々堂々と企業活動を行うために、「市民社会の秩序や安全に脅威を与える団体や個人に対しては、毅然とした態度で立ち向かい、一切の関係を持たない」としております。

また、外部の専門機関等と連携し、組織的に対応できる体制づくりを進めるとともに、各種研修等の機会を通じて、啓蒙活動を推進しております。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

(1) 取締役の職務執行について

当社は、各事業会社の管理・監督を行うため、各事業会社の毎期の事業計画策定時からすり合わせを行い、その達成状況について月次報告書及び、必要に応じて個別の面談等で経営状況について確認しております。また、社外取締役を選任し、専門的な知識と豊富な経験に基づき経営方針や経営計画に対する意見を述べ、取締役の職務執行の効率性を確保しております。

なお、当事業年度において、取締役会は12回開催されております。

(2) コンプライアンスについて

当社及び各事業会社は、各種研修の際に法令や経営理念・社是の周知徹底を行うほか、内部監査を通じて各拠点で業務手順・マニュアルの整備・チェック状況について、確認を行っております。なお、当事業年度においては、内部統制監査を257拠点に対し実施し、内部監査を92拠点に対し実施しております。

また、内部通報制度の運用や、社外取締役・社外監査役が取締役会及び監査役会において、独立かつ客観的な立場から意見を述べることで職務執行の適法性・妥当性を確保し、コンプライアンス体制を構築しております。

(3) リスク管理について

当社及び各事業会社は「リスク管理事項一覧表」を作成し、会社に着しい損害を及ぼすおそれのある事故その他の事象について予防策を講じ、前述の内部統制監査及び内部監査を実施し、その整備・実施状況について確認を行っております。

また、毎年4月から6月に各地域ごとに安全衛生大会を開催し、当事業年度においては全社共通の基本方針として「新たな発想で人・もの・空間をつなぎ安全と安心の未来を創出しよう」を掲げ、災害防止の推進・管理・教育を行っております。

(4) 監査役の職務遂行について

当社の監査役は監査役会において定めた監査方針・監査計画に基づき、重要な会議への出席や各事業会社の訪問等を行い、当社及び各事業会社の部門経営者や拠点長、現地社員等との対話や意見交換等を実施しております。なお、当事業年度において監査役会は13回開催されており、グループ監査役会は2回開催されております。

また、取締役会及び重要な経営会議に出席し、業務執行が適切に行われていることを確認することで監査業務の有効性の確保に努めております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(百万円)

科目	第67期 2025年9月30日現在	(ご参考)第66期 2024年9月30日現在	科目	第67期 2025年9月30日現在	(ご参考)第66期 2024年9月30日現在
(資産の部)			(負債の部)		
I 流動資産			I 流動負債		
1. 現金及び預金	62,203	49,822	1. 支払手形及び買掛金	26,784	26,489
2. 受取手形、売掛金及び契約資産	44,241	46,657	2. 短期借入金	5,290	5,526
3. リース投資資産	—	8	3. 1年内返済予定の長期借入金	12,710	10,727
4. 商品及び製品	3,797	5,065	4. 1年内償還予定の社債	—	150
5. 仕掛品	885	1,299	5. リース債務	12,837	13,163
6. 原材料及び貯蔵品	1,723	1,793	6. 未払法人税等	3,029	4,472
7. その他	11,250	9,169	7. 賞与引当金	3,212	3,154
貸倒引当金	△1,145	△1,083	8. 役員賞与引当金	235	216
流動資産合計	122,957	112,732	9. 設備関係未払金	12,097	10,204
II 固定資産			10. その他	11,458	12,523
1. 有形固定資産			流動負債合計	87,655	86,629
(1) 貸与資産	87,207	88,855	II 固定負債		
(2) 建物及び構築物	29,226	28,863	1. 社債	—	525
(3) 機械装置及び運搬具	2,232	2,534	2. 長期借入金	38,585	38,730
(4) 土地	37,053	37,365	3. リース債務	26,841	26,391
(5) リース資産	4,143	3,609	4. 繰延税金負債	605	751
(6) 建設仮勘定	1,672	2,832	5. 役員退職慰労引当金	215	257
(7) その他	1,022	935	6. 退職給付に係る負債	806	996
有形固定資産合計	162,558	164,996	7. 資産除去債務	1,206	1,096
2. 無形固定資産			8. その他	1,055	992
(1) のれん	627	1,017	固定負債合計	69,316	69,741
(2) リース資産	3	—	負債合計	156,972	156,370
(3) その他	1,542	1,643	(純資産の部)		
無形固定資産合計	2,172	2,660	I 株主資本		
3. 投資その他の資産			1. 資本金	8,100	8,100
(1) 投資有価証券	2,292	2,753	2. 資本剰余金	6,672	7,131
(2) 長期貸付金	93	536	3. 利益剰余金	122,558	114,514
(3) 繰延税金資産	2,954	2,973	4. 自己株式	△1,880	△1,881
(4) その他	4,526	4,390	株主資本合計	135,452	127,865
貸倒引当金	△293	△362	II その他の包括利益累計額		
投資その他の資産合計	9,573	10,291	1. その他有価証券評価差額金	667	465
固定資産合計	174,304	177,949	2. 繰延ヘッジ損益	2	1
資産合計	297,261	290,682	3. 為替換算調整勘定	2,401	3,814
			その他の包括利益累計額合計	3,071	4,281
			III 新株予約権	10	10
			IV 非支配株主持分	1,754	2,153
			純資産合計	140,289	134,311
			負債純資産合計	297,261	290,682

連結損益計算書

(百万円)

科目	第67期 2024年10月 1日から 2025年 9月30日まで		(ご参考)第66期 2023年10月 1日から 2024年 9月30日まで	
I 売上高				
1. 賃 貸 収 入 高	174,790		163,661	
2. 商 品 及 び 製 品 売 上 高	40,163	214,954	35,334	198,995
II 売上原価				
1. 賃 貸 原 価	98,979		94,355	
2. 商 品 及 び 製 品 売 上 原 価	28,875	127,855	23,741	118,097
売上総利益		87,099		80,897
III 販売費及び一般管理費		67,496		62,852
営業利益		19,602		18,044
IV 営業外収益				
1. 受 取 利 息	97		93	
2. 受 取 配 当 金	55		59	
3. 受 取 保 険 金	188		133	
4. ス ク ラ ッ プ 売 却 益	130		139	
5. 受 取 補 償 金	161		9	
6. そ の 他	593	1,226	622	1,057
V 営業外費用				
1. 支 払 利 息	1,830		1,542	
2. 為 替 差 損	101		70	
3. そ の 他	69	2,001	88	1,702
経常利益		18,827		17,400
VI 特別利益				
1. 固 定 資 産 売 却 益	28		58	
2. 投 資 有 価 証 券 売 却 益	22		441	
3. 抱 合 せ 株 式 消 滅 差 益	80		—	
4. 貸 倒 引 当 金 戻 入 額	—	131	12	512
VII 特別損失				
1. 減 損 損 失	53		—	
2. 固 定 資 産 除 却 損	220		191	
3. 投 資 有 価 証 券 評 価 損	71		—	
4. 投 資 有 価 証 券 売 却 損	—		4	
5. 関 係 会 社 株 式 評 価 損	—		129	
6. 関 係 会 社 株 式 売 却 損	557		—	
7. 抱 合 せ 株 式 消 滅 差 損	—	902	15	340
税金等調整前当期純利益		18,056		17,572
法人税、住民税及び事業税	6,129		6,427	
法人税等調整額	△245	5,883	△560	5,866
当期純利益		12,172		11,705
非支配株主に帰属する当期純利益		62		106
親会社株主に帰属する当期純利益		12,109		11,599

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

「1」参考

連結株主資本等変動計算書

(2024年10月1日から2025年9月30日まで)

(百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2024年10月1日 期首残高	8,100	7,131	114,514	△1,881	127,865
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△3,498		△3,498
親会社株主に帰属する当期純利益			12,109		12,109
自己株式の取得				△1	△1
自己株式の処分		1		2	4
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△460			△460
連結範囲の変動			△567		△567
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					－
連結会計年度中の変動額合計	－	△458	8,044	1	7,586
2025年9月30日 期末残高	8,100	6,672	122,558	△1,880	135,452

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計			
2024年10月1日 期首残高	465	1	3,814	4,281	10	2,153	134,311
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当				－			△3,498
親会社株主に帰属する当期純利益				－			12,109
自己株式の取得				－			△1
自己株式の処分				－			4
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動				－			△460
連結範囲の変動				－			△567
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	201	1	△1,412	△1,209		△399	△1,609
連結会計年度中の変動額合計	201	1	△1,412	△1,209	－	△399	5,977
2025年9月30日 期末残高	667	2	2,401	3,071	10	1,754	140,289

貸借対照表

(百万円)

科目	第67期 2025年9月30日現在	(ご参考)第66期 2024年9月30日現在	科目	第67期 2025年9月30日現在	(ご参考)第66期 2024年9月30日現在
(資産の部)			(負債の部)		
I 流動資産			I 流動負債		
1. 現金及び預金	23,435	20,497	1. 短期借入金	5,148	5,526
2. 前払費用	0	－	2. 1年内返済予定の長期借入金	8,856	6,691
3. 短期貸付金	11,460	12,730	3. 未払金	33	32
4. その他	183	237	4. 未払法人税等	184	－
流動資産合計	35,079	33,465	5. 未払消費税等	19	12
II 固定資産			6. 未払費用	57	61
1. 有形固定資産			7. 前受金	113	119
(1) 土地	27,560	27,783	8. 預り金	3	4
(2) 建設仮勘定	0	0	9. 賞与引当金	18	16
有形固定資産合計	27,561	27,784	10. 役員賞与引当金	55	52
2. 無形固定資産			流動負債合計	14,489	12,516
(1) ソフトウェア	20	23	II 固定負債		
(2) その他	0	0	1. 長期借入金	32,008	30,172
無形固定資産合計	20	23	固定負債合計	32,008	30,172
3. 投資その他の資産			負債合計	46,498	42,689
(1) 関係会社株式	31,744	31,744	(純資産の部)		
(2) 関係会社長期貸付金	58,968	53,448	I 株主資本		
(3) 繰延税金資産	1,035	1,021	1. 資本金	8,100	8,100
投資その他の資産合計	91,748	86,215	2. 資本剰余金		
固定資産合計	119,330	114,022	(1) 資本準備金	9,410	9,410
資産合計	154,409	147,488	(2) その他資本剰余金	202	201
			資本剰余金合計	9,613	9,612
			3. 利益剰余金		
			(1) 利益準備金	805	805
			(2) その他利益剰余金		
			別途積立金	79,100	79,100
			繰越利益剰余金	12,161	9,051
			利益剰余金合計	92,066	88,956
			4. 自己株式	△1,880	△1,881
			株主資本合計	107,900	104,788
			II 新株予約権	10	10
			純資産合計	107,911	104,799
			負債純資産合計	154,409	147,488

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

「」参考

損益計算書

(百万円)

科目	第67期 2024年10月 1日から 2025年 9月30日まで		第66期 (ご参考) 2023年10月 1日から 2024年 9月30日まで	
I 営業収益				
1. 経 営 指 導 料	1,067	8,205	968	3,894
2. 不 動 産 賃 貸 収 入 金	1,374		1,342	
3. 受 取 配 当 金	5,764		1,583	
II 営業費用				
1. 不 動 産 賃 貸 原 価	118	1,355	113	1,279
2. 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,236		1,166	
3. 営 業 利 益				
		6,850		2,614
III 営業外収益				
1. 受 取 利 息	898	947	782	1,046
2. 受 取 手 数 料	13		13	
3. 為 替 差 益	—		1	
4. 貸 倒 引 当 金 戻 入 額	—		222	
5. そ の 他	34		26	
IV 営業外費用				
1. 支 払 利 息	511	791	448	451
2. 為 替 差 損	255		—	
3. そ の 他	23		2	
4. 経 常 利 益		7,005		3,209
V 特別損失				
1. 減 損 損 失	43	43	—	—
2. 税 引 前 当 期 純 利 益		6,961		3,209
3. 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	368	354	449	446
4. 法 人 税 等 調 整 額	△14		△3	
5. 当 期 純 利 益				
		6,607		2,763

株主資本等変動計算書

(2024年10月1日から2025年9月30日まで)

(百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
						別途積立金	繰越利益剰余金			
2024年10月1日期首残高	8,100	9,410	201	9,612	805	79,100	9,051	88,956	△1,881	104,788
事業年度中の変動額										
剰余金の配当				－			△3,498	△3,498		△3,498
当期純利益				－			6,607	6,607		6,607
自己株式の取得				－				－	△1	△1
自己株式の処分			1	1				－	2	4
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）				－				－		－
事業年度中の変動額合計	－	－	1	1	－	－	3,109	3,109	1	3,112
2025年9月30日期末残高	8,100	9,410	202	9,613	805	79,100	12,161	92,066	△1,880	107,900

	新株予約権	純資産合計
2024年10月1日期首残高	10	104,799
事業年度中の変動額		
剰余金の配当		△3,498
当期純利益		6,607
自己株式の取得		△1
自己株式の処分		4
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）		－
事業年度中の変動額合計	－	3,112
2025年9月30日期末残高	10	107,911

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年11月20日

ニシオホールディングス株式会社
取締役会 御中

E Y 新 日 本 有 限 責 任 監 査 法 人
大 阪 事 務 所
指 定 有 限 責 任 社 員 公 認 会 計 士 神 前 泰 洋
業 務 執 行 社 員
指 定 有 限 責 任 社 員 公 認 会 計 士 須 藤 公 夫
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ニシオホールディングス株式会社の2024年10月1日から2025年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニシオホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年11月20日

ニシオホールディングス株式会社
取締役会 御中

E Y 新 日 本 有 限 責 任 監 査 法 人
大 阪 事 務 所
指 定 有 限 責 任 社 員 公 認 会 計 士 神 前 泰 洋
指 定 有 限 責 任 社 員 公 認 会 計 士 須 藤 公 夫
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ニシオホールディングス株式会社の2024年10月1日から2025年9月30日までの第67期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2024年10月1日から2025年9月30日までの第67期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年11月20日

ニシオホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 森 田 光 一 ㊞

監 査 役 阪 口 祐 康 ㊞

監 査 役 阿 部 修 二 ㊞

(注) 監査役阪口祐康及び監査役阿部修二は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

ご参考：NISHIO TOPICS

NISHIOグループは各社の特長を活かし、次世代に向けた取り組みに力を注いでいます。

■ 2025年大阪・関西万博への取り組み（NISHIOグループ）

西尾レントオール株式会社が株式会社ATAと共同で新規事業として取り組んできた木造建築「木造モジュール」が、万博のテーマと合致しイタリア館、インドネシア館、フィリピン館等で採用され、地元建設会社と共に建設に参加しました。結果、複数のメディアへも取り上げられました。



ニシオホールディングス
公式YouTubeより抜粋

会場関連工事での建機分野の稼働に加え、開幕当初から会場の交通ターミナルにおいて、大型テントや養生材が活用され、各種施設の備品やイベント対応商品、熱中症対策となる大型パラソル、空調設備、ミスト扇風機なども活躍しました。屋外イベント会場、ゲート等では、株式会社アールアンドアールの落雷現象を発生させない電荷中和型避雷針も採用されました。



©Expo 2025



グループの総合力で建機・イベント分野ともに世界的イベントに携わった経験を活かし、今後のグループの発展につなげていきたいと考えます。

■ 遠隔臨場・リモート技術を活用し「どこでも万博」に貢献（西尾レントオール株式会社）

「どこでも万博」は病気や障がいにより現地への移動が難しいこどもたちのために、遠隔操作ロボットによる遠隔臨場技術を活用して2025年大阪・関西万博の会場と遠隔地（病院・自宅など）をリアルタイムでつなぎ、会場の体感と交流を可能にする試みです。

その社会的意義の高さから第1回万博イノベーションアワードのエキスポ・イノベーション・アワードを受賞しました。

西尾レントオール株式会社は「どこでも万博」に協賛し、遠隔操作ロボット「temi」やコミュニケーション機器「窓」などを提供することで、今後のサービス展開につながる貴重なノウハウを積み上げました。



■現場の生産性向上・省人化に貢献「建設現場向け自動施工パッケージ」 (西尾レントオール株式会社)

生産性向上と働き方改革を目的として国土交通省が推進する施策「i-Construction 2.0」では、建設現場のオートメーション化の促進に焦点が当てられています。そこで、ARAV社製の油圧ショベルによる掘削・排土動作の自動運転システムと、西尾レントオール株式会社のクローラダンプ自動運転システムを連携し、自動施工パッケージを開発しました。

掘削、クローラダンプへの積込、指定場所への排土までを重機に搭載したPCで自動連携し、効率的な土工作業を可能にします。

他社に先駆けて無人化施工に着手し、30年以上の実績と経験を誇る西尾レントオール株式会社が提供する、現場の生産性向上・省人化に寄与する革新的なソリューションです。

ARAV株式会社
自動（無人）油圧ショベルRX「ヨイショ投入くん」



西尾レントオール株式会社
クローラダンプ自動運転システム



■トンネル工事用機械の技術革新と事業再編（ニシオティーアンドエム株式会社）

ニシオティーアンドエム株式会社は、山岳トンネル工事用建機を取り扱っており、近年の現場環境改善や安全性向上といった課題解決に向け、現場の安全性確保に寄与するAI活用型人物検知システム「HADES（ハデス）」をはじめとする最先端技術開発に取り組んでいます。

また、マーケットシェアの高いトンネル工事用機械分野の強化のため、同社は2026年1月にグループ会社である山崎マシーナリー株式会社のVOLVO事業、製造・製缶事業を承継する予定です。



■その他、NISHIOグループは最適化・効率化に向けた事業再編を進めています。（一部を記載）

コア事業の国内建機事業の集約化

- ・ 2025年4月／西尾レントオール株式会社とサコス株式会社の建機部門の集約
- ・ 2026年10月（予定）／西尾レントオール株式会社と株式会社ショージの事業集約

ノンコア事業の金属加工事業からの撤退

- ・ 2025年9月／株式会社大塚工場の全株式の売却

株主メモ

事業年度 10月1日～翌年9月30日

期末配当金
受領株主確定日 9月30日

定時株主総会 毎年12月

株主名簿管理人
特別口座の口座管理機関 三菱UFJ信託銀行株式会社

同 連 絡 先 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
〒541-8502
大阪市中央区伏見町三丁目6番3号
電話 0120-094-777（通話料無料）

上場金融商品取引所 東京証券取引所プライム市場

公 告 方 法 電子公告により行う
公告掲載URL
<https://nishio-grp.co.jp/>
ただし、電子公告によることができない事故
その他のやむを得ない事由が生じたときは、
日本経済新聞に掲載いたします。

(ご注意)

1. 株主様の住所変更、単元未満株式の買取請求その他各種手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）で承ることとなっております。口座を開設されている証券会社等にお問合わせ下さい。株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行）ではお取り扱いできませんのでご注意下さい。
2. 特別口座に記録された株式に関する手続きにつきましては、三菱UFJ信託銀行が口座管理機関となっておりますので、上記特別口座の口座管理機関（三菱UFJ信託銀行）にお問合わせ下さい。なお、三菱UFJ信託銀行全国本支店でもお取次ぎいたします。
3. 未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行全国本支店でお支払いいたします。

会場ご案内図

会 場

**西尾レントオール株式会社
咲洲モリーナ (morena)**

大阪市住之江区南港北1丁目12番10号

交 通

Osaka Metro中央線 コスモスクエア駅下車
②番出口より南東へ約380m 徒歩約6分



スマートフォン等で上記のQRコード
を読み取ると会場までの案内が表示
されます。



お願い 駐車場の準備はいたしておりませんので、ご了承のほどお願い申し上げます。

株主の皆様へ

株主総会当日は、お土産の配付及び株主懇親会の開催はございません。
何卒ご理解下さいますようお願い申し上げます。

ニシオホールディングス 株式会社

本社：大阪市中央区東心斎橋1丁目11番17号

<https://nishio-grp.co.jp/>

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。